

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等の特例貸付を実施します

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例措置を実施します。(令和2年3月25日から同年9月30日まで)

重要なお知らせ

4月30日からは、これまでの窓口受付に加え、「郵送による受付」と「九州ろうきんでの取扱い」を開始するとともに、申込に必要な書類や提出する書類を簡素化しました。

また、5月28日からは「郵便局での取扱い」を開始しました。

特例措置の受付期間は「7月31日まで」から「9月30日まで」に延長となりました。

■緊急小口資金(特例)

(貸付額 20万円以内(一括交付))

- 据置期間 1年以内
- 返済期間 2年以内(24回以内)

■総合支援資金(特例)

貸付額 単身世帯:月額15万円以内、二人以上世帯:月額20万円以内

- 貸付期間 原則3カ月以内
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 10年以内(120回以内)